

高等学校における通級による指導の制度化に関し 検討すべき事項

1. 高等学校における通級による指導の制度化の意義

(1) 高等学校における特別支援教育の制度には、どのような課題があるか。

注) 高等学校における特別支援教育の体制全般（校内支援体制の整備、特別支援教育支援員の配置等）は、平成 21 年度の高等学校ワーキング・グループにおいて議論されているため、今回は制度面に特化して議論する。

(2) 通級による指導の制度化の意義は何か。

(3) 通級による指導の制度化に関して懸念されることはあるか。どのような対策が必要か。

・対象生徒の自尊感情や心理的な抵抗への配慮について

【参考：平成 21 年高等学校ワーキング・グループ報告（抄）】

ただし、高等学校における通級による指導を考える場合には、通級指導教室に通う生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要である。

2. 高等学校における通級による指導の制度設計

(1) 教育課程上にどのように位置付けるか。

【参考：小・中学校における通級による指導】

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 140 条において「特別の教育課程によることができる」とし、文部省告示（平成 5 年文部省告示第 7 号。以下「告示」という）において「小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる」としている。

(2) 通級による指導の対象とすることが適切な障害の種類は何か。

【参考：小・中学校における通級による指導】

施行規則第 140 条において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの（文部科学省初等中等教育局長通知により、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者と明確化）を対象としている。

なお、知的障害者は、制度化に先立って平成 4 年に開催された「通級学級に

する調査研究協力者会議」において、「精神発達の遅れやその特性から、小集団における発達段階に応じた特別な教育課程・指導法が効果的であり、このため原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である」、すなわち、知的障害の状態が特別な教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ通級による指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行うことが効果的であるとされたことから、対象外とされている。

(3) 障害に応じた特別の指導をどのように定義するか。

【参考：小・中学校における通級による指導】

告示において「障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする」としている。

(4) 通級による指導の時間は何単位・単位時間までとすることが適當か。

【参考：小・中学校における通級による指導】

告示において、「授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒（注：学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く生徒）については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒（注：学習障害者及び注意欠陥多動性障害者）については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする」としている。

(5) 全日制、定時制、通信制の課程ごとに制度に違いを設ける必要があるか。

(6) 学習評価、単位認定について留意すべき点は何か。

(7) 担当する教員について

3. 高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策

(1) 国、都道府県教育委員会それぞれの役割について

(2) 通級による指導を担当する教員の配置・専門性確保や施設整備面について

(3) 学校における体制整備について

(4) 卒業後を見据えた進路指導・就労支援との連携について